

検討資料 1

一般廃棄物処理基本計画（原案）における  
最終処分量の変更について

1 民間の資源化施設による焼却灰の資源化量

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、清掃一組及び23区の大規模な歳入落ち込み等による財政状況の悪化が懸念されていることから、民間の資源化施設による焼却灰の資源化量（セメント原料化、徐冷スラグ化、焼成砂化）を以下のとおり変更します。

- (1) 令和3年度の資源化計画量を76,000 tから71,000 tに縮小します。
- (2) 令和4年度の資源化計画量を令和3年度と同量とします。
- (3) 令和5年度以降は、計画量を1年スライドさせた計画とします。

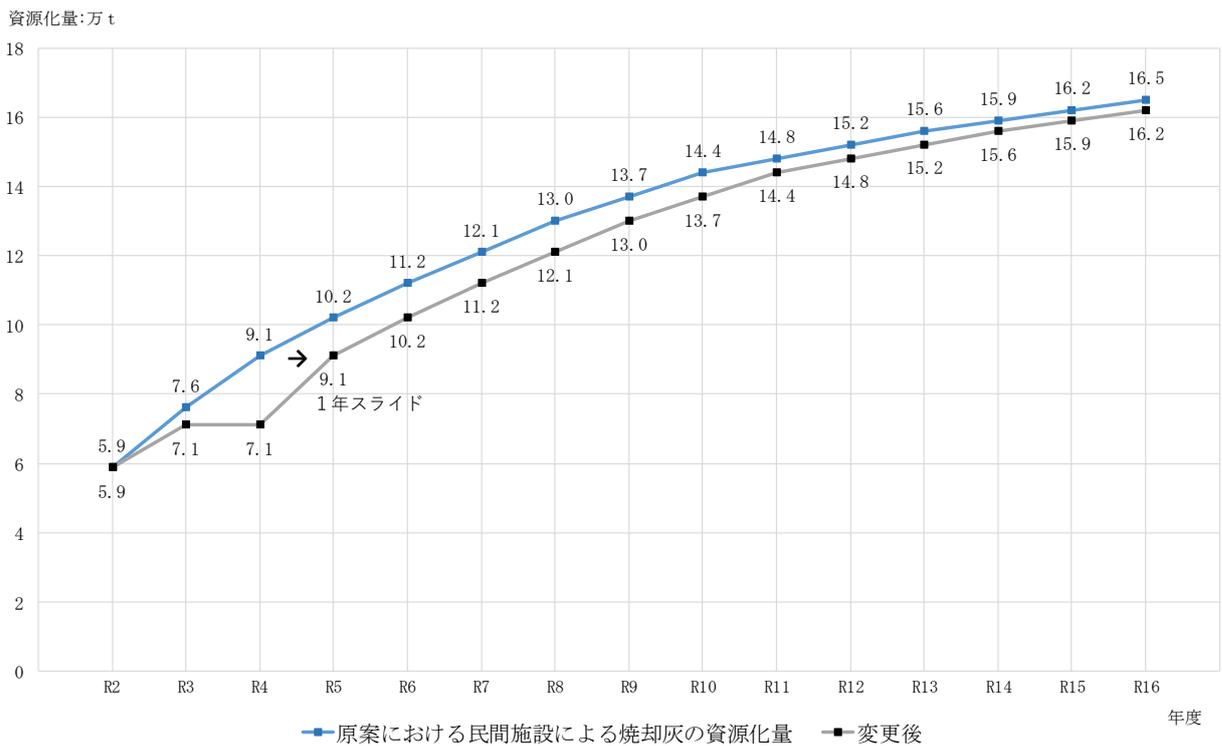


図 - 1 民間の資源化施設による焼却灰の資源化量計画

## 2 焼却灰の資源化計画

「1 民間の資源化施設による焼却灰の資源化量の変更」にともない、現在策定中である一般廃棄物処理基本計画（原案）（以下「原案」という。）に掲載されている「焼却灰の資源化計画」を以下の図-2のとおり変更します。

※令和3～7年度までの資源化量には、世田谷清掃工場のガス化熔融炉で生成したスラグの資源化量も含む。

単位:万トン

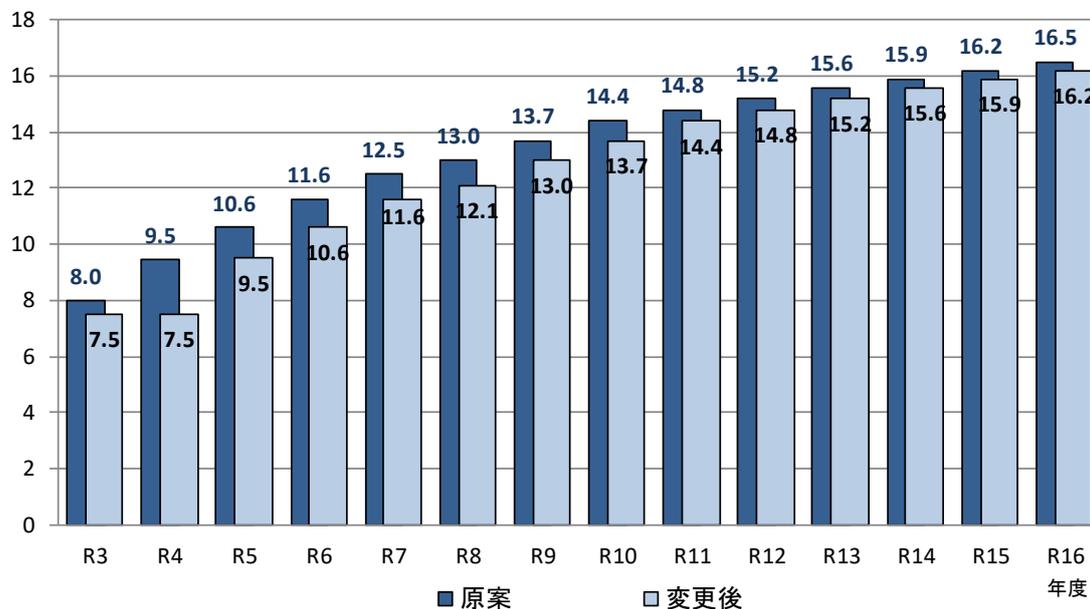


図 - 2 焼却灰の資源化計画

## 3 最終処分量の計画

「2 焼却灰の資源化計画」の変更にともない、原案の「最終処分量の計画」を図-3のとおり変更します。

単位:万トン

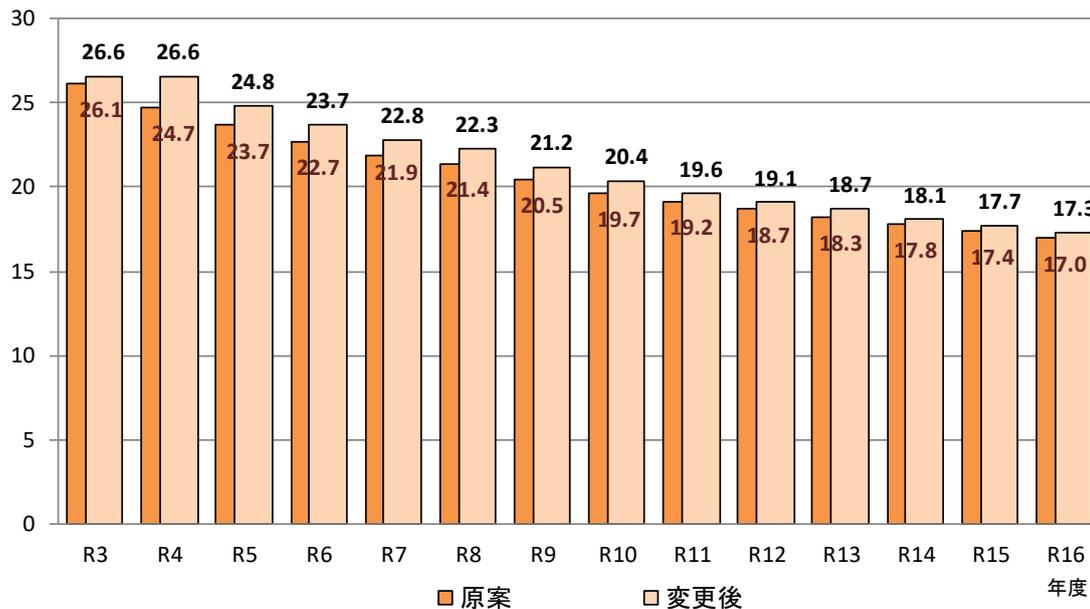


図 - 3 最終処分量の計画